

## ISA™ 720(改訂) その他の記載内容に関する監査人の責任

この要約は、国際監査・保証基準審議会®(IAASB)®の国際監査基準™(ISA)720(改訂)及び関連する適合修正の概要を示すものである。

### プロジェクトの目的:

IAASBによるISA 720 改訂の目的は、監査済財務情報を含む文書に含まれる様々な「その他の記載内容」の伝達・提供方法を考慮した上で、「その他の記載内容」に関する監査人の適切な責任を特定することにより、本 ISA が引き続き財務諸表の信頼性向上に貢献することを確保することである。

「その他の記載内容」とは、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報(財務諸表及びその監査報告書を除く。)である。

### 発効日:

2016 年 12 月 15 日以降に終了する期間に係る財務諸表の監査

### 詳細情報:

IAASB のウェブサイト([www.iaasb.org](http://www.iaasb.org))を参照

この概要 (At a Glance) は、IAASB のスタッフが情報提供のみを目的として作成したものであり、IAASB の基準又はその他の権威ある出版物の一部を構成するものではない。また、IAASB によるレビュー、承認、又はその他の決議を受けたものではない。

本文書は、IAASB の公表文書の概要を理解いただくために日本公認会計士協会が作成した仮訳です。正確にご理解いただくためには、英語のオリジナルの文書をご覧ください。

## なぜ IAASB は ISA 720 を改訂する必要があると考えたか？

IAASB は、今日の財務報告を取り巻く環境を適切に反映して ISA 720 を改訂することにより、利用者の期待と監査人の責任の調和を一層図ることを意図した。

IAASB は、また、その他の記載内容により監査済財務諸表や監査報告書の信頼性が損なわれる可能性がある場合に、監査人の適切な対応を確保することにより、公共の利益に資することを目指している。

### 今日の財務報告環境に生じている変化

ここ数年、企業報告に関する著しい進展がみられる。特に、企業の年次報告書に含まれる詳細な情報が増加し、監査済財務諸表及びその監査報告書以外の年次報告書に含まれる情報を利用者が重視する傾向がみられる。

特に、今日の年次報告書には、これまでに比べ、企業のビジネスモデル、リスク・エクスポージャー、不確実性に関する説明など、記述的・定性的情報が多く含まれている。利用者は、財務諸表（開示情報を含む。）の複雑な分野についてより良い分析・理解に役立つ情報を探索しており、これらの情報をますます重視するようになっている。

財務諸表、経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析（MD&A）、及び企業の公表するその他の情報を統合するより良い方法を模索する取組もある。

企業はまた、監査済財務諸表の発行に関連して、外部報告目的で（法規制に基づく場合、又は自主的に行う場合のいずれにおいても）、年次報告書以外の文書を多様に利用することが増えている。例えば、多くの管轄区域において、経営者報告書、企業統治や内部統制及びリスク評価に関する報告書などの情報を、財務諸表を含む文書ではなく、監査済財務諸表が添付された文書において公表している。

本プロジェクトの実施にあたり、IAASB は以下を目指している。

- ・ 様々なその他の記載内容に対する監査人の考慮の方法について、グローバルに一貫性を高め、監査の品質を向上させる。
- ・ その他の記載内容に関する監査人の責任を強化することにより、監査の範囲を変えることなく、費用対効果が見合う方法で監査の価値を高める。
- ・ ISA 720（改訂）に基づく監査人の責任やその他の記載内容に関する作業の結果について、監査報告書で明確に記述することを求ることにより、透明性を向上させる。

## 範囲及び監査人の作業に関する主な変更点は何か？

本 ISA の主な変更点は、以下のとおりである。

- ・ その他の記載内容の範囲を、「年次報告書」の概念と結びつけることにより拡大及び明確化する。
- ・ その他の記載内容に対する監査人の作業を強化する。
- ・ その他の記載内容に対する監査人の作業について報告を求めることにより、透明性を提供する。

重要な点として、IAASB は、その他の記載内容は監査対象には含まれない(すなわち、監査人はその他の記載内容に関する保証を得ていない)という現行の ISA 720 の概念を維持している。

### その他の記載内容の範囲

ISA 720 (改訂) は「その他の記載内容」に適用される。その他の記載内容とは、企業の年次報告書に含まれる、財務情報及び非財務情報（財務諸表及びその監査報告書を除く。）である。年次報告書とは、法令等又は慣行により経営者又は統治責任者が通常年次で作成する单一又は複数の文書であり、企業の事業並びに財務諸表に記載されている経営成績及び財政状態に関する情報を所有者（又は同様の利害関係者）に提供することを目的としているものをいう。

ISA 720 (改訂) は、財務情報の速報や、目論見書を含む証券発行に関する文書には適用されない。本 ISA の適用指針は、年次報告書の定義を実務上適用するにあたり監査人の参考になるように、一般的に年次報告書の定義に含まれる項目又は除外される項目について説明している。

### その他の記載内容に関する監査人の作業

監査人は、その他の記載内容を通読することに加え、以下を考慮することが求められる。

- ・ その他の記載内容と財務諸表の間に重要な相違がないかどうか。
- ・ 監査において入手した監査証拠と到達した結論の観点から、その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識の間に重要な相違があるかどうか。

その他の記載内容と財務諸表の間の重要な相違の有無を考慮するための基礎として、監査人は、その他の記載内容のうち選択した金額又は他の項目と、財務諸表における当該金額又は他の項目を比較することが求められる。

監査人は、また、その他の記載内容を通読する際、財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容に重要な虚偽記載があると思われる兆候について留意することが求められる。

現行の ISA 720 と同様に、その他の記載内容に対する監査人の作業は、その他の記載内容の入手時期が監査報告書日の前後のいずれであるかを問わず適用される。

## その他の記載内容について監査報告書で何を記載することになるか？

ISA 720(改訂)は、様々な状況におけるその他の記載内容に関する監査報告書の文例を提供している。

監査人が監査報告書日までにその他の記載内容の一部又は全部を入手している場合には、監査報告書には必ず「その他の記載内容」という別個の区分が設けられる。

上場企業の財務諸表監査においては、監査人が監査報告書日より後にその他の記載内容入手する予定である場合にも、「その他の記載内容」区分が設けられる。

監査報告書において、「その他の記載内容」の見出し又は他の適切な見出しを付した区分に、次の事項を記載する。

- ・ 経営者はその他の記載内容に対して責任がある旨
- ・ 監査報告書日より前に入手したその他の記載内容の特定。上場企業の場合は、監査報告書日後に入手する予定のその他の記載内容についても特定することが求められる。
- ・ 監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、監査人は監査意見若しくはいかなる保証の結論も表明しない旨(又は、表明する予定がない旨)

- ・ ISA 720(改訂)で求められる、その他の記載内容の通読、考慮及び報告に関する、監査人の責任
- ・ 監査報告書日より前に入手したその他の記載内容がある場合には、以下のいずれかを記載する。
  - 監査人が報告すべき事項はない旨
  - 監査人がその他の記載内容に未修正の重要な虚偽記載があると結論づけた場合、当該未修正の重要な虚偽記載の内容

**注記：**以下は、監査報告書日より前に監査人がその他の記載内容の全部を入手し、その他の記載内容に重要な虚偽記載がない場合の監査報告書の文例である。

**【その他の記載内容 [又は、適切な場合には「財務諸表及びその監査報告書以外の記載内容」等の他の見出し]】**

経営者はその他の記載内容に対して責任を負っている。その他の記載内容は [X 報告書に含まれる情報の一部であるが\*、財務諸表やこれに対する監査報告書を含まない。] から構成される。

財務諸表監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちはその他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は私たちが監査の過程で得た知識の間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか考慮することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

\* その他の記載内容の具体的な説明（「経営者報告書及び取締役会議長による報告」など）を、その他の記載内容を特定するために使用することもできる。

International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB)の本文書「概要：ISA<sup>TM</sup> 720（改訂）　その他の記載内容に関する監査人の責任」は、2015年4月に国際会計士連盟(IFAC)が英語により公表したものであり、IFACの許可を受けて、2017年9月にJICPAが日本語に翻訳した。IFACのすべての公表物において、承認されたテキストは、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、本翻訳の正確性及び完全性に対する責任又はそれらの結果として生じる訴訟に対する責任を何ら負うものではない。

「概要：ISA<sup>TM</sup> 720（改訂）　その他の記載内容に関する監査人の責任」の英語のテキスト © International Federation of Accountants (IFAC) 2015年。無断複写・転載を禁ず。

「概要：ISA<sup>TM</sup> 720（改訂）　その他の記載内容に関する監査人の責任」の日本語のテキスト © International Federation of Accountants (IFAC) 2017年。無断複写・転載を禁ず。

原文の表題 “At a Glance: ISA 720 (Revised), The Auditor's Responsibilities Relating to Other Information”, April 2015